

★★★ <第12回知的財産翻訳検定試験【第7回英文和訳】> ★★★

≪1級課題 -知財法務実務-≫

【解答にあたっての注意】

特許事務所等の知的財産関連案件を取り扱う組織においては、在外クライアント向けに、日本国内の様々な法律、制度情報を提供することが求められる場合があります。

いま、日本特許法に関するある問題について在外クライアントに英文レポートを送ることになったとします。

そのレポートに関連してある国内判例について説明することになりましたが、時間的制約とレポートのボリューム的制約とを勘案して、判例全体の英文翻訳ではなく、英文要約を準備することになりました。

上記の判例が、下記知的財産高等裁判所の判例（設問の都合上部分的に採録してあります。以下参照）であるとして、その英文要約を作成してください。作成に当たっては、要約テンプレート（最下部参照）を使用してください。また、同じく日本特許公報（特許番号：特許第3169870号 発明の名称：流し台のシンク 公開番号：特開平11-140933）を必要に応じて参考にしてください。英文要約の語数は特に制限しませんが、600語前後となるのが好ましいと考えてください。

語数について極端に多寡が認められる場合には、採点者の裁量により採点結果に反映することがあります。

平成23年1月31日 判決言渡

平成22年（ホ）第10031号 特許権侵害差止等請求控訴事件

（原審 東京地方裁判所 平成21年（ワ）第5610号）

平成22年11月30日 口頭弁論終結

判決

控訴人 トーヨーキッチンアンドリビング株式会社

被控訴人 株式会社松岡製作所

主文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、別紙物件目録記載のシンク（システムキッチンにおけるシンク・商品名「3StepSink」）を製造し、販売し、販売のために展示してはならない。

(2) 被控訴人は、前項のシステムキッチンにおけるシンクを廃棄せよ。

(3) 被控訴人は、控訴人に対し、1万8000円及びこれに対する平成21年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを4分し、その3を控訴人の負担とし、その余は被控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項の(1)ないし(3)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人は、別紙物件目録記載のシンク（システムキッチンにおけるシンク・商品名「3StepSink」）を製造し、販売し、販売のために展示してはならない。

(3) 被控訴人は、前項のシステムキッチンにおけるシンクを廃棄せよ。

(4) 被控訴人は、控訴人に対し、2998万2000円及びこれに対する平成21年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(6) 仮執行宣言

2 被控訴人

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 原審の経緯、事案の概要及び当事者の主張等

1 原審の経緯

控訴人（原審原告、以下「原告」という。）は、被控訴人（原審被告、以下「被告」という。）に対して、別紙物件目録記載のシンク（システムキッチンにおけるシンク・商品名「3StepSink」。以下「被告製品のシンク」という。）を製造、販売する行為、及び別紙図面記載のシステムキッチン（本件侵害品）1台を製造、販売した被告の行為が、原告の所有する、発明の名称を「流し台のシンク」とする特許権（本件特許権）を侵害すると主張して、被告製品のシンクの製造、販売、販売のための展示の差止め及び廃棄を求めるとともに、損害賠償を請求した。これに対し、被告は、被告製品のシンクは本件発明の技術的範囲に属さず、また、本件侵害品は本件発明の技術的範囲に属するものの、被告がこれを製造、販売することにより得た利益は、1万8000円にすぎないなどと主張して、これを争った。

原判決は、被告製品のシンクは本件発明の技術的範囲に属しないと見て、被告製品に係る原告の請求をいずれも棄却し、本件侵害品に係る原告の請求については（上

記のとおり、本件侵害品が本件発明の技術的範囲に属することについては、当事者間において争いが無い。) 損害金1万8000円及びこれに対する平成21年2月13日(不法行為の後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を認め、その余の請求を棄却した。これに対し、原告は、原判決中原告敗訴部分の取消しを求めて、本件控訴を提起した。

(原審において用いられた略語は、当審においてもそのまま用いる。)

2 事案の概要及び当事者の主張等

次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」及び「第3 争点に対する当事者の主張」(原判決2頁11行目ないし13頁21行目)記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決5頁12行目の後に、行を改めて、次のとおり挿入する。

「本件発明は、上側段部と中側段部とに、選択的に同一のプレートを掛け渡すようにして設置することを可能にするという目的を達成するための手段として、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とが、ほぼ同一に形成されてなるという構成(B1)とし、これを実現するための具体的手段として、後方側の壁面を、上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面とする構成(C1)としたものである。そうすると、本件発明1では、常に奥方の壁面の中側段部の上方付近が、上側段部よりも奥方に大きくえぐれた断面形状とされなければならない必要性はない(このような断面形状は、本件明細書に記載された一実施形態にすぎず、本件発明1は、かかる実施形態に限定されるものではない。また、上記実施形態の効果である、シンクの内部空間を、開口部を広げることなく広くすることができ、シンク内で大きな調理器具や食材を洗うなどの作業を行うことが容易になるとともに、当該作業を行う者が、開口部を通して、その空間を容易に見ることができるとの効果は、上記実施形態の付随的效果にすぎない。)構成要件C1を充足するか否かは、「傾斜面」が「上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一になる」という構成を実現するための手段として機能しているか否かで判断すべきである。」

省略

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(侵害論—構成要件C1の充足性)について

本件の侵害論における争点は、被告製品のシンクが、構成要件C1を充足するか否かについてのみである(被告製品のシンクが、本件発明1の構成要件A1、B1、D1を充足することについては、当事者間において争いが無い。)

(1)構成要件C1「(前記)後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」の意義について

被告は、構成要件C1について、①「後方側の壁面が、・・・下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」との意義は、後方側の壁面のすべてが、上側段部と中側段部との間において、下方に行くに従って徐々に奥方に向かって延びる傾斜面となっていることを要し、垂直面を含んでいる場合は、同要件に該当しないこと、また、②たとえば、「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面である」を呈する形状部分が存在したとしても、それが「棚受の突起の下方」部分である場合には、「後方側の壁面」には該当しないなどと主張する。

そこで、以下、この点を検討する。

ア 本件明細書の記載

省略

イ 判断

上記記載によれば、構成要件C1の「・・・後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」は、従来技術においては、前後の壁面の上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されている流し台のシンクでは、上側段部と中側段部のそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレートを各別に用意しなければならないという課題があったのに対して、同課題を解決するため、後方側の壁面について、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とをほぼ同一の長さに形成して、それら上側段部と中側段部とに、選択的に同一のプレートを掛け渡すことができることを図ったものである。

ところで、上記記載における「発明の実施形態」では、後方側の壁面は、上側段部から中側段部に至るすべてが、奥方に向かって延びる傾斜面であり、垂直部は存在するわけではない。しかし、本件明細書中には、「本発明は、上述した実施の形態に限定されるわけではなく、その他種々の変更が可能である。・・・また、シンク8gの後方側の壁面8iは、上側段部8fと中側段部8nとの間が、第2の段部8bを経由して、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる上部傾斜面8pとなっていなくとも、上側段部8fと中側段部8nとに同一のプレートが掛け渡すことができるよう、奥方に延びるように形成されているものであればよく、その形状は任意である。」と記載されていることを考慮するならば、後方側の壁面の形状は、上側段部と中側段部との間において、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる傾斜面を用いることによって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にすることができるものであれば足りるというべきである。

そうすると、構成要件C1の「前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」とは、後方側の壁面の形状について、上側段部と中側段部との間のすべての面が例外なく、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面で構成されている必要はなく、上側段部と中側段部との間の壁面の一部について、下方

に向かうにつれて奥行き方向に傾斜する斜面とすることによって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にするものを含むと解するのが相当である。

(2) 対比

証拠(甲11, 12)及び弁論の全趣旨によれば、被告製品のシンクの形状は、別紙物件目録添付の図1ないし4のおりである。これによれば、被告製品のシンクは、リブ(段部)が、壁面を構成する金属板を折り曲げて加工し、一体的に形成されたものであり、かつ、後方側壁面の上段リブ(段部)の下部に、下方に向かうにつれて奥行き方向に傾斜する斜面が存在する。そして、上記リブ(段部)の下部の傾斜面により、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一となっていることが認められるから、構成要件C1を充足する。

(3) 被告の主張について

被告は、被告製品のリブの下面は傾斜しているが、それは「棚受け」の機能を有する部分であって、壁面ではないと主張する。しかし、本件発明の構成要件C1における壁面も、プレートを掛け渡すように載置する目的で設けられた「棚受け」の機能を有する部分の下方部分の形状を特定するための構成である。したがって、前記被告の主張、すなわち、「被告製品のリブの下面は、棚受けの機能を有する部分の下方部分に相当するものであるから、本件発明の構成要件C1を充足しない」との被告の主張は、採用の限りでない。

その他、被告は、①上段の棚受と中段の棚受の間隔について、一方を中心として、プレートを半径とした円弧が描けるように一定の高さ以上の間隔としたこと、②上側段部と中側段部との間のほとんどを垂直壁面にしたこと、③前方側壁面をシンク内に向かってせり出した傾斜面としていないこと等を根拠として、本件発明の構成要件C1を充足していない旨を主張する。

しかし、前示のとおり、被告製品は、上側段部と中側段部との間において、後方側の壁面の一部を、下方に向かうにつれて奥行き方向に傾斜する斜面としているとの構成を充足するものである以上、被告製品に、被告主張のとおり事実が存在したとしても、構成要件C1を充足していない根拠とならないから、結局のところ、被告主張は、主張自体失当というべきである。

(4) 小括

以上によれば、被告製品のシンクは、構成要件A1ないしD1を充足するものであり、本件発明1の技術的範囲に含まれており、本件発明2の技術的範囲に含まれるか否かを検討するまでもなく、本件特許権を侵害する。

したがって、原告の請求のうち、被告製品のシンク(別紙物件目録記載のシンク(システムキッチンにおけるシンク・商品名「3StepSink」))の製造、販売、販売のための展示の差止め及び廃棄を求める部分には理由がある。

2 争点(2)損害論ア(被告製品の製造、販売による損害額)について

省略

Template

Toyo Kitchen and Living v. Matsuoka Seisakujo
IP High Court (January 31, 2011)

Factual Background

This is a patent infringement case, on appeal from the district court.
The appellant, Toyo Kitchen and Living ("Toyo")
The appellee, Matsuoka Seisakujo ("Matsuoka")

Disposition in the lower court and arguments on appeal

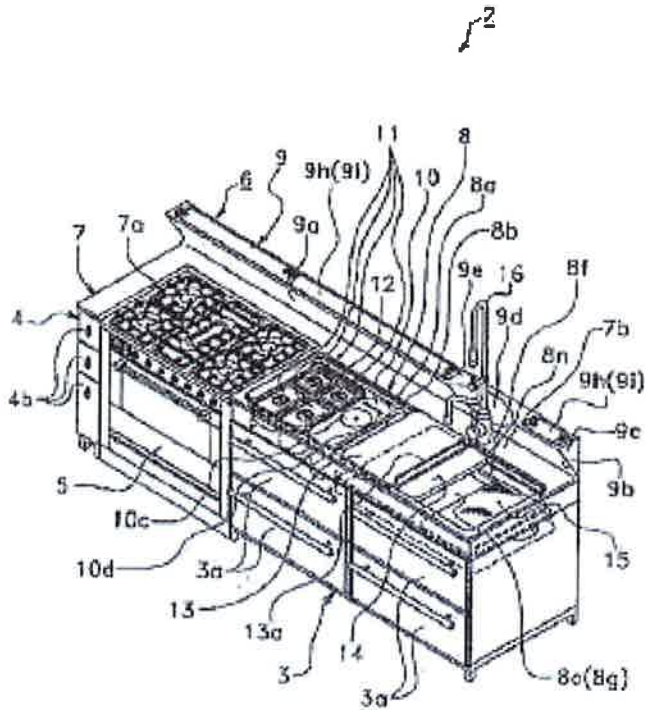
In the lower court
On appeal

Issue

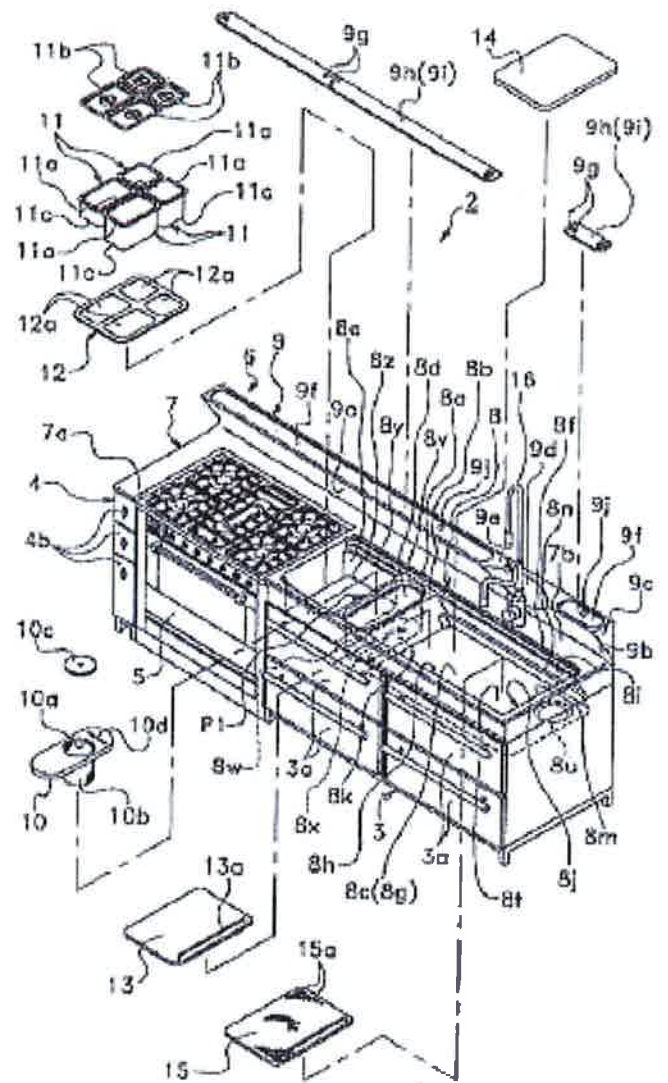
The issue in this case is

Holding and reasoning

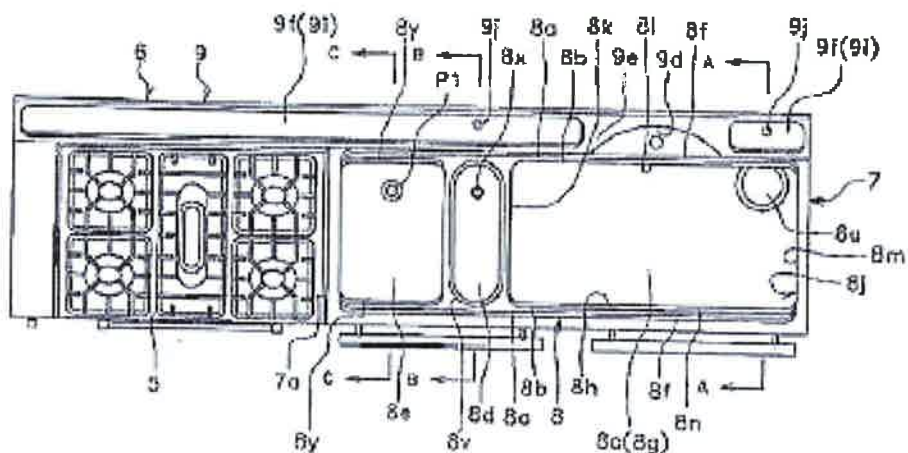
【図1】



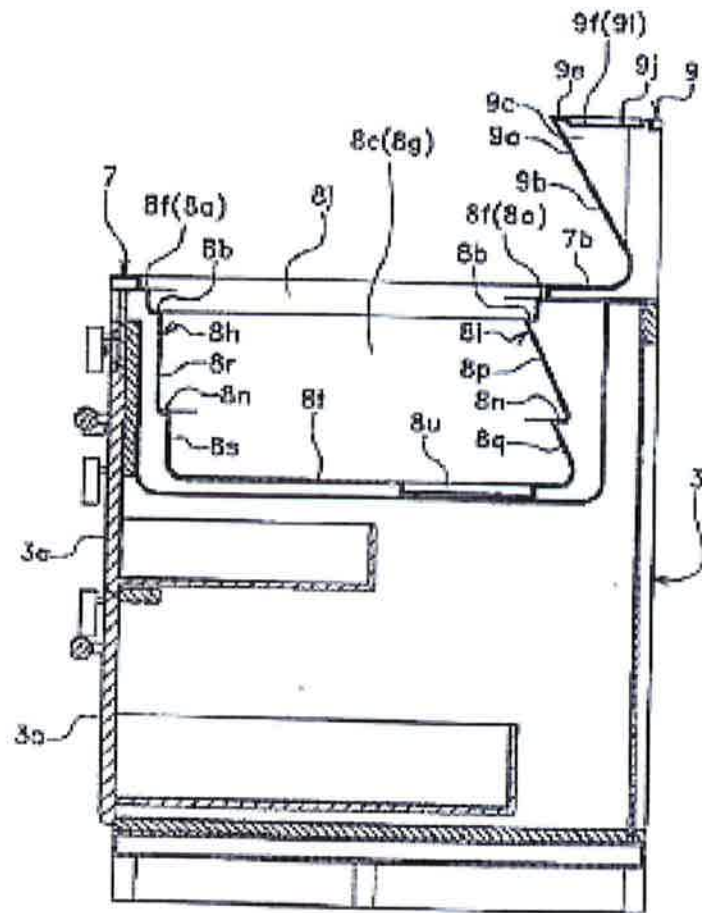
【図2】



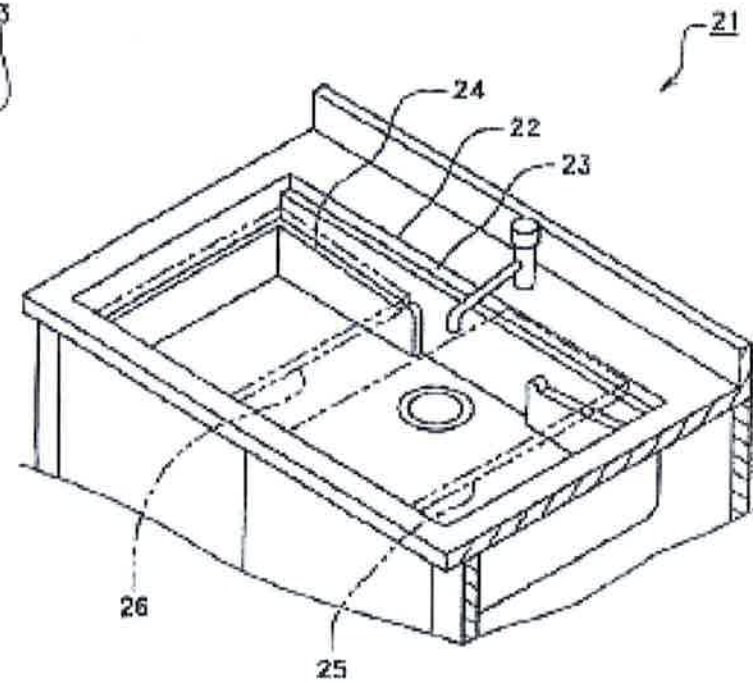
【図3】



【図4】



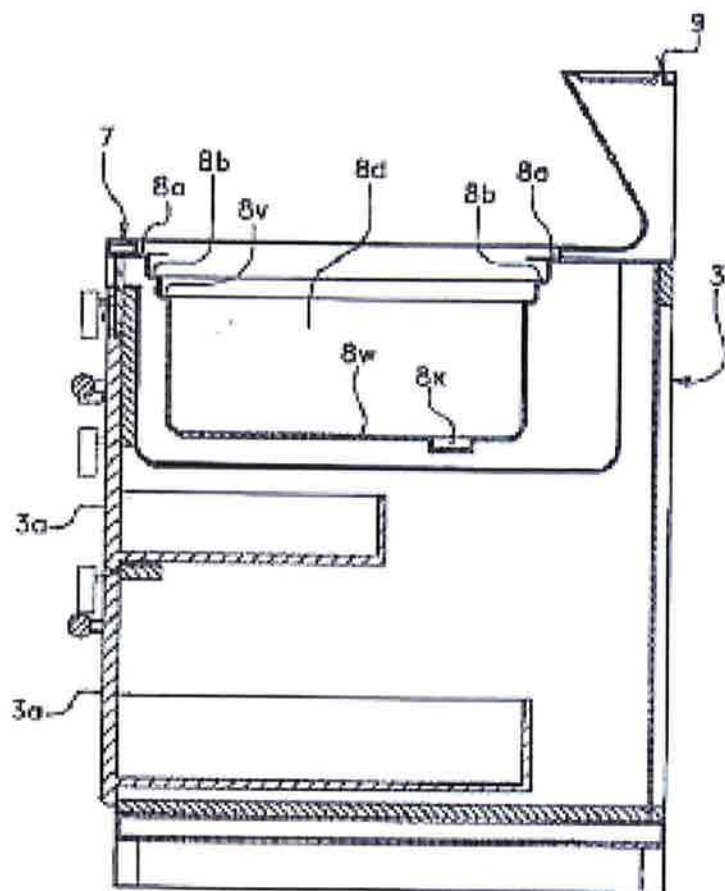
【図7】



1級／知財法務実務 図5・6

特許3169870

【図5】



【図6】

